

議案第54号

北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1中「空知総合振興局
(34)」を「空知総合振興局
(35)」に改め、「空知中部広域連
合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。